

国民健康保険からのお知らせ

届出 保険年金課または各支所
 問 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険の加入・脱退について

異動があった場合は、届出を行ってください

国民健康保険(国保)の加入

世帯主は自分の世帯の被保険者に異動があったときは、市の窓口で届出し

なければなりません。

届出に必要なものは、次の表のとおりです。届出時には、免許証などで本人確認をさせていただきます。

	こんなときには届出を	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の喪失証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書
国保を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の健康保険証
	生活保護を受けたとき	保険証、保護開始通知書
	死亡したとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの
そのほかのとき	市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯が別れたり、一緒になったとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	保険証、在学証明書など
	修学や出稼ぎなどのため必要なとき	
保険証を紛失したとき	-	

こんなときには14日以内に必ず届出を

新しい国民健康保険の被保険者証は

3月中旬に郵送します

現在ご使用の国民健康保険被保険者証(保険証)は3月31日(日)が有効期限となっております。

新しい保険証は3月中旬に郵送します。簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。不在の場合は郵便局が「不在連絡票」を置いていきますので、その指示に従い受け取ってください。

古い保険証は、ハサミなどで切断し使用できないよう破棄してください(返却不要)。

なお、保険証が届かない場合など不明な点があれば、お問い合わせください。



保険証の記載内容に

変更がある場合

保険証の記載内容に変更がある方は保険年金課または各支所まで連絡してください。

・既に他の社会保険などに加入されている方の被保険者証が届いた場合

・その他内容に誤りがある場合

※別に通知のあった世帯は、その指示により更新してください。

更新をされないと4月から使用できなくなります。

※保険証裏面が、臓器提供意思表示カードになっています。個人情報保護シールが必要な方は、保険年金課または各支所でお受け取りください。